

江南市公共下水道の整備に関する基本方針（案）について

1. 概要

本市の下水道事業の整備については、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与することを目的として主に市街化区域の整備を進めてきた。しかし、下水道の整備には多額の費用と期間を要することから、下水道普及率は平成 30 年度末時点で 38.5%と全国的に見ても低い水準で推移し、また、一般会計からの繰入金に依存した経営状況となっている。

また、国、地方とも厳しい財政状況の中、人口減少・少子高齢化などによる社会情勢の変化、節水意識の向上による有収水量の減少など、本市においても下水道処理施設の整備を取り巻く環境は大きく変化している。加えて、布袋駅東地区の整備など大規模事業が控え、本市の財政事情は厳しさを増しているため、今後の下水道事業の方向性を見直しが急務となっている。

そのような中、江南市下水道事業経営戦略の策定にあたり、本市下水道事業のおかれた状況を勘案し、「江南市公共下水道整備に関する基本方針」を策定することとした。

2. 江南市公共下水道の整備に関する検討経過

- ・平成 27 年度 汚水処理の早期概成に向けた国のマニュアルに基づき、江南市汚水適正処理構想（全県域（都道府県）汚水適正処理構想）を策定
- ・平成 29 年度 汚水適正処理構想に基づき江南市公共下水道事業基本計画を見直し

3. 江南市公共下水道の整備に関する基本方針（案）

公共下水道による整備区域は、市街化区域を原則とする。

ただし、市街化調整区域のうち、次のような区域は、公共下水道の整備を検討する。

- ・市街化区域に近接する公共施設や大企業、大規模工場等、下水道需要が見込まれる施設を有する区域（今後、開発等により下水道需要が見込まれる区域を含む）
- ・地元より下水道への接続要望があり、事業費、採算等を勘案し、公共下水道の整備が優位となる区域

◎江南市公共下水道事業基本計画の見直し

上記方針を踏まえ、以下の箇所を残し、現在の江南市公共下水道事業基本計画の市街化調整区域の計画区域面積（整備予定面積）をすべて縮小する。

- ・市街化区域に隣接し、区域外流入が見込まれる区域
- ・第 6 次江南市総合計画で住宅ゾーンと位置づけられている布袋駅東地区

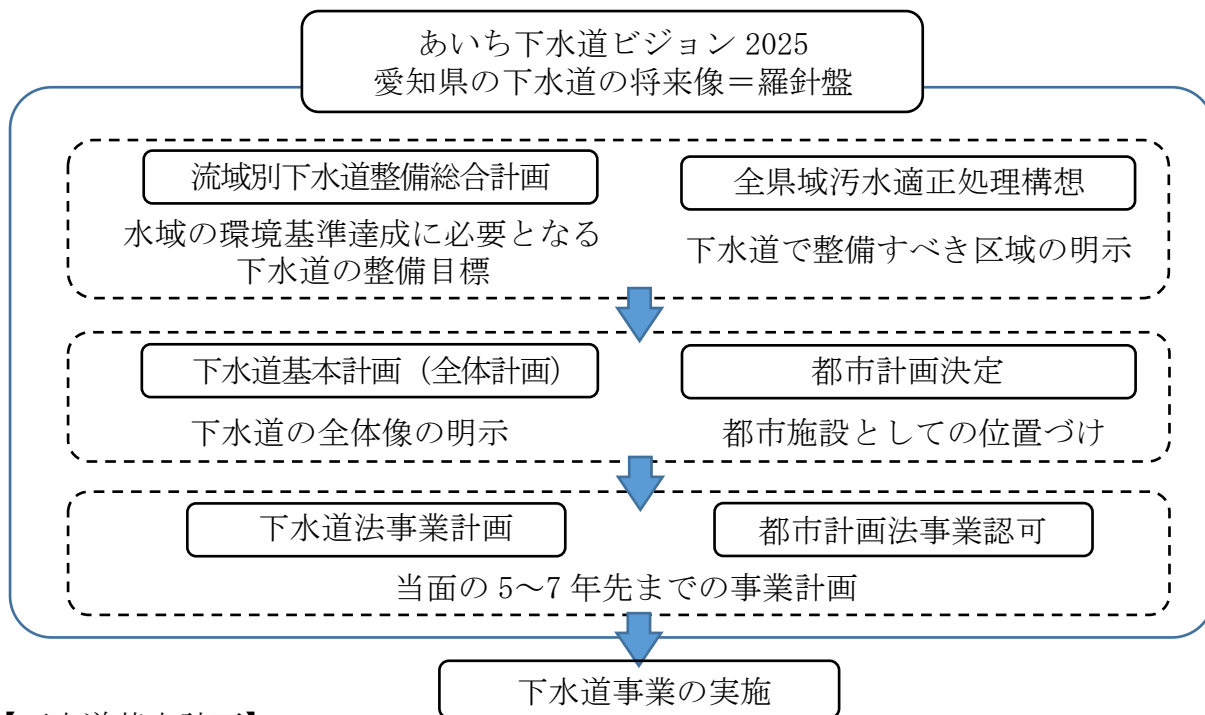
4. 基本方針とした理由

- ・現在の江南市公共下水道事業基本計画に掲げる計画区域面積 1,690.1ha のうち、市街化調整区域 956.1ha を全て整備する場合、整備費が多額であり、企業債、一般会計繰入金の増大につながる。
- ・平成 26 年に国が策定した都道府県構想策定マニュアルにより、平成 37 年度末（現令和 7 年度末）までに汚水処理施設概成の方針（10 年概成）が示されたが、下水道の整備には長期間を要し、早期概成が困難である。
- ・市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が約 60%普及していることから、下水道事業の費用対効果が低い。また、市街化区域に比べ人口密度が低く、投資効率が悪い。
- ・第 6 次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、人口減少や高齢化など将来の施設需要を見据えた適正な投資を行うことが必要である。

5. 課題

- (1) 愛知県、流域下水道構成市町（一宮市、犬山市、岩倉市、扶桑町、大口町）との調整
 - ・流域下水道の施設規模は構成市町の計画汚水量に基づき定められており、また、建設負担金等は、各市町の汚水処理見込み量等から算出されてきたため、計画変更し、計画汚水量が減った場合でも、過大に建設負担金を負担しなければならない可能性がある。
 - ・汚水処理人口普及率達成のため、代替案の提示を求められる可能性がある。
- (2) 事業上のリスク
 - ・市街化調整区域の既認可区域のうち未整備区域について、認可区域から外した場合、再度の認可取得は不可能となり、今後、下水道整備はできなくなる。
 - ・下水道の認可区域は、合併処理浄化槽への転換補助金の対象外となっているため、認可区域から外した場合、遡及して補助金を支払わなければならない可能性がある。
- (3) 汚水処理人口普及率向上の代替案等
 - ・汚水処理人口普及率の向上には、市街化調整区域における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する施策の検討が必要である。
 - ・市街化調整区域における合併処理浄化槽の処理水を良好な水質として確保するためには、適正な維持管理が必要であり、合併処理浄化槽の維持管理に対する施策等の検討が必要である。

○下水道整備までの流れ（第1回資料より）



【下水道基本計画】

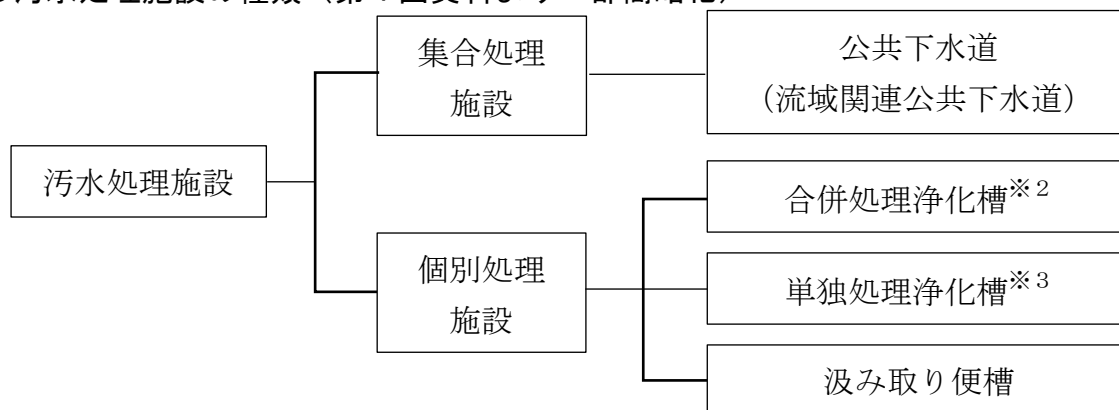
- ・ここで見込んだ汚水量に基づき流域下水道の処理場の施設規模が決定される。見込み汚水量の割合に基づき各市町の流域下水道建設負担金の負担割合が決定される。
- ・処理場は、当初からすべての処理施設を建設するのではなく、各市町の下水道利用者が増えるのに合わせて、増設工事を実施する。

【下水道法事業計画】

- ・市街化調整区域の中の一部区域^{※1}については、当面の5～7年先までに整備する区域として事業計画を策定（認可区域）。

※1：第2回策定委員会 資料1 P.3「利用区域及び整備予定区域図」オレンジ部分

○汚水処理施設の種類（第1回資料より一部簡略化）



※2：トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。

※3：トイレの汚水のみを処理する浄化槽。現在は浄化槽法で新設が禁止されている。

汚水処理人口普及率：公共下水道と合併処理浄化槽の普及率の合計

平成 30 年度末 江南市汚水処理人口普及率

| 住民基本 台帳人口 | 汚水処理人口普及率 | | (参考) | | |
|--------------|-----------|---------|-------|-------|-------|
| | 下水道 | 合併処理浄化槽 | 愛知県 | 全国 | |
| 100,494 人 | 77.6% | 38.5% | 39.1% | 91.0% | 91.4% |

※汚水適正処理構想における汚水処理人口普及率中間目標 86.3%(令和7年度末)

○浄化槽設置費補助

公共下水道の**事業計画区域以外**で、自ら居住する専用住宅において現在使用している単独処理浄化槽や汲み取り便槽を廃止して、合併処理浄化槽へ転換する方に費用の一部を補助している。ただし、新築又は10平方メートルを超える増改築時に設置する場合は対象外である。

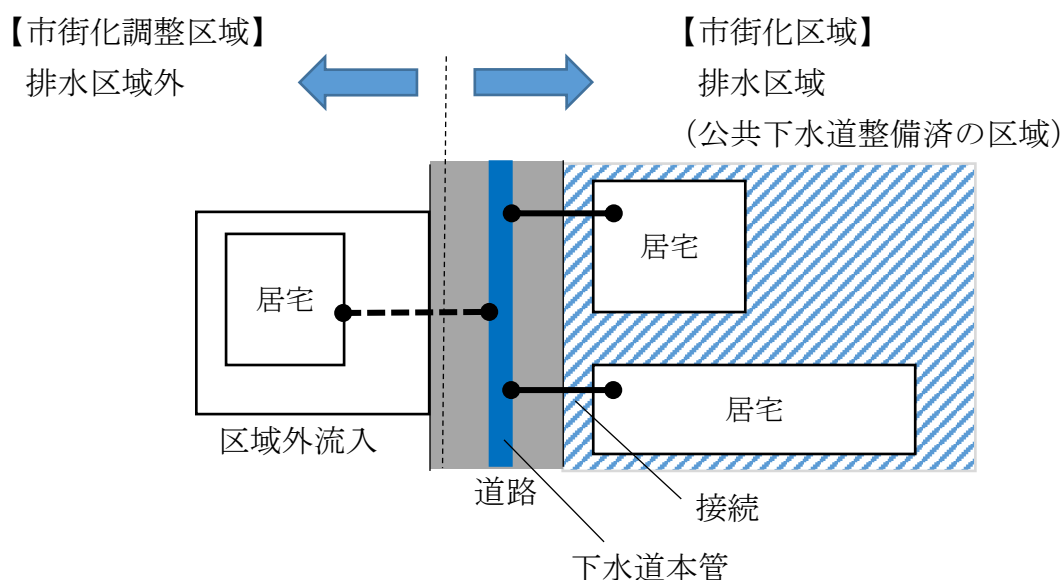
◎補助金額（平成31年4月1日現在） ※撤去費で最大105,000円も併せて補助

| 人槽区分 | 補助限度額 | 【参考】標準的な整備費用 高度処理型の場合（出典：環境省） |
|--------|----------|----------------------------------|
| 5人槽 | 518,000円 | 1,020,000円 |
| 6～7人槽 | 567,000円 | 1,134,000円 |
| 8～10人槽 | 672,000円 | 1,380,000円 |

(参考) 区域外流入とは

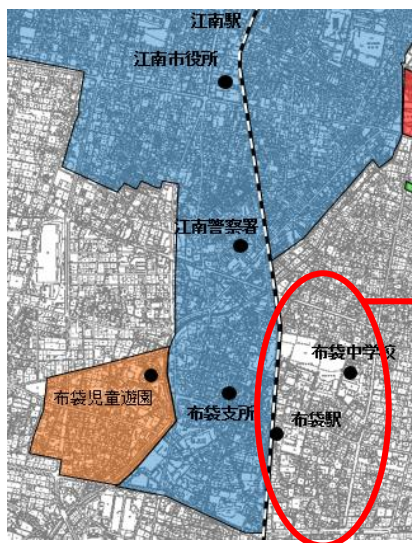
市街化調整区域で公共下水道排水区域に隣接している土地については、一定の要件を満たし、市長の承諾を受けたものに限り排水区域の外から公共下水道に接続させることができる。

◎区域外流入イメージ図



○第6次江南市総合計画（計画期間：平成30～令和9年度）※まちづくりの最上位計画

◆住宅ゾーン：安全で安心して暮らせる居住環境を形成するため、市街地整備を進めるとともに、うるおいのある快適な空間づくりを進めます。



（第6次江南市総合計画より）

現在は、市街化調整区域であるが、第6次江南市総合計画では、布袋駅の東側周辺を住宅ゾーンと位置づけている。